

「すまい給付金」の申請が始まりました

こんにちは！副代表の榎本孝史です。

消費税率が8%に引き上げられた4月1日に「すまい給付金」の申請が開始されました。

すまい給付金は、消費税率引上げによる住宅取得者の負担を軽減するために創設されました。

消費税増税に合わせて住宅ローン控除も拡充されましたが、ローン控除はあくまでも所得税の控除なので、もともと所得が少ない世帯ではローン控除拡充の恩恵があまり受けられないため、給付金の形での創設となりました。



対象者	消費税8%で課税されている住宅を取得した人
床面積	50㎡以上
中古住宅	売主が宅建業者の一定の中古住宅もOK
取得日	今年4月から平成29年12月まで
住宅ローン	住宅ローンを組まなくてもOK(ただし50歳以上)
給付金額	収入(都道府県民税)に応じて3段階(30万・20万・10万)

給付金額がいくらになるかは収入によって判断しますが、この場合の収入は年収ではなく、都道府県民税の所得割額で判定しますので、わかりにくいですね。

目安としては、夫婦(妻は専業主婦)及び中学生以下の子供2人の場合で、住宅ローン利用者は年収510万円、住宅ローンを利用しない人の場合は、年齢50才以上で年収650万円以下となります。

収入の計算対象となる年度ですが、平成26年6月までに住宅の引き渡しを受ける人は平成24年分の収入で判断します。また、平成27年6月までに引き渡しを受ける人は平成25年分の収入で判断します。

※すまい給付金のウェブサイト(<http://sumai-kyufu.jp/>)で計算のシミュレーションや申請書が入手できます。

現在予定されている消費税10%への増税となった場合には、給付金額が50万円に拡充されるようです。申請は、原則として取得した住宅に居住した後に、給付申請書に必要書類を添付して、全国に設置されているすまい給付金申請窓口への持参又は郵送で行い、審査後、問題がなければ約2ヵ月程度で給付されるようです。

また、住宅事業者が代わりに給付金を受領する代理受領を行うこともできますので、相談してみるのもよいかと思います。

中古住宅やローンを組まなくても対象になるケースがありますし、**給付金は申請をしないともらえません**ので、対象の方は忘れずにチェックしてみてください。

その他の細かい要件などは弊社担当者までお気軽にご相談ください。

(税務部／榎本 孝史)